

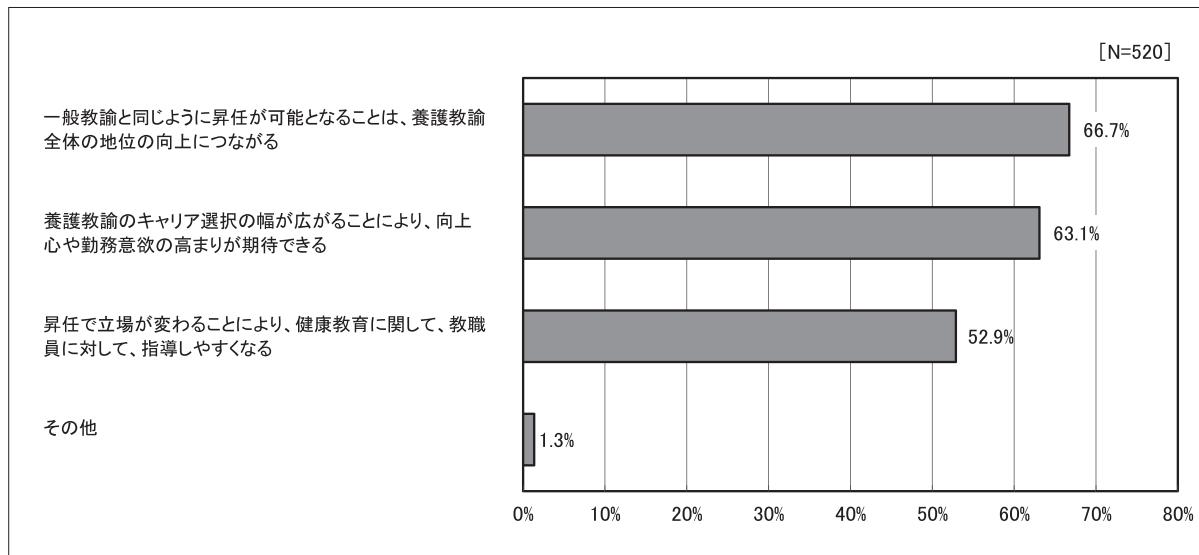
〈専門委員会養護教諭部アンケート調査結果〉

回答者：520人

I 給与に関すること

【「養護をつかさどる主幹教諭」の職の新設について】

- 1 もし、「養護をつかさどる主幹教諭」という職が新設されたら、どのようなメリットがあると思いますか。（複数回答可）

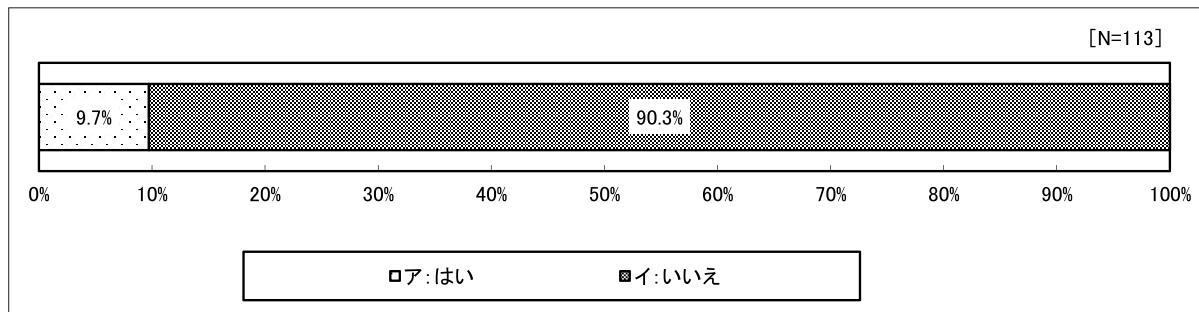


現在、栃木県の主幹教諭は教務主任の仕事を行うことになっているが、栃教協では、「養護をつかさどる主幹教諭」という職の新設を要望している。メリットとしては、「一般教諭と同じように昇任が可能となることは、養護教諭全体の地位の向上につながる」（66.7%）や「養護教諭のキャリア選択の幅が広がることにより、向上心や勤務意欲の高まりが期待できる」（63.1%）が挙げられる。児童生徒の健康課題が多様化・複雑化する現在、すべての教員が健康教育について正しい知識を持ち適切に対応することが求められている。そのためには、心や体の健康について、高度な知識と豊富な経験を有する養護教諭が「養護をつかさどる主幹教諭」として学校経営に参画し、学校保健の充実を図り、より円滑な教育活動を行うことができるようになる必要がある。

【養護教諭手当（仮称）について】

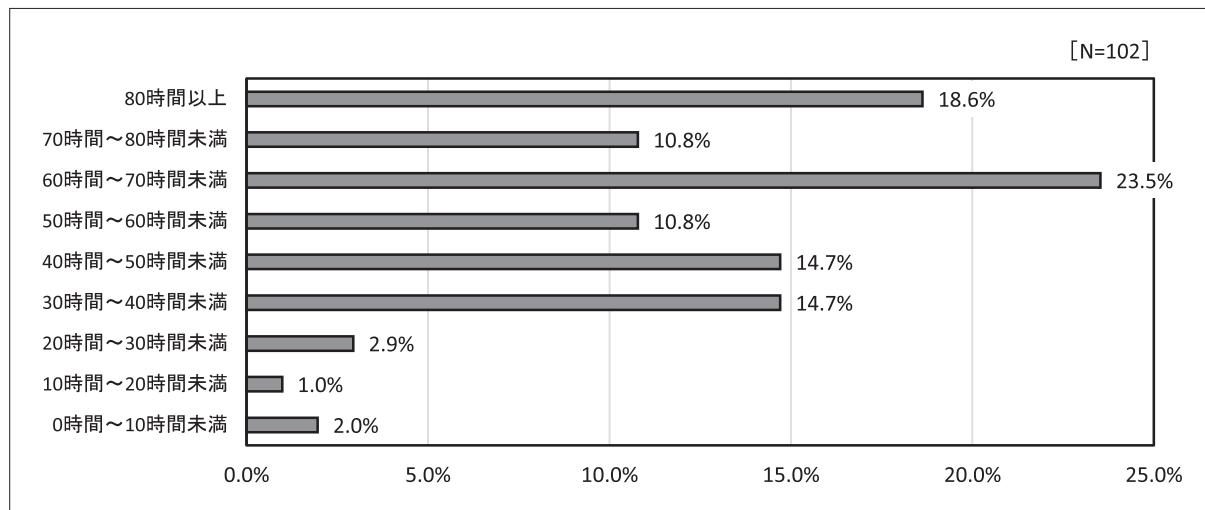
- 1 あなたは、勤務時間内に、ほぼ業務を終わらせることができますか。

（500人以上の児童生徒を有する学校の養護教諭のみ）

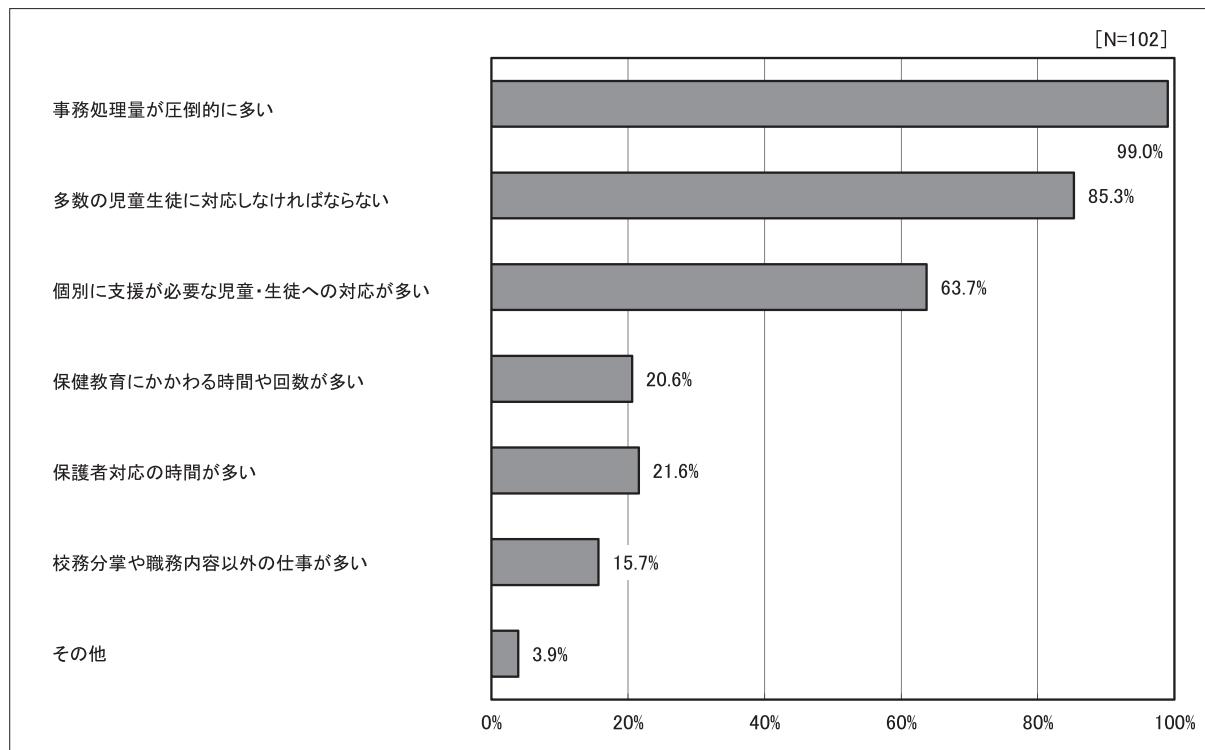


2 イと答えた方にお聞きします。

残業時間（持ち帰り・休日出勤も含む）は、1ヶ月でおよそ何時間くらいになりますか。



3 その理由をお聞かせください。（複数回答可）

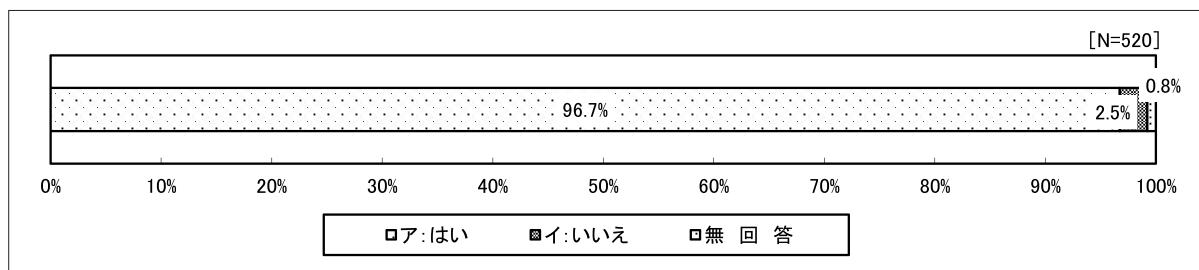


500人以上の学校の養護教諭は90.3%が勤務時間内に業務を終わらせることができていない。そのうち、週80時間以上時間外勤務をしている養護教諭は18.6%もあり、働き方改革とは無縁の状態である。時間外勤務をしている理由は、圧倒的に多い事務処理、多数の児童生徒への対応などである。特に、複数配置されていない500人以上の学校の養護教諭が抱える業務量と責任の重さを考慮し、養護教諭手当（仮称）の支給が望まれる。

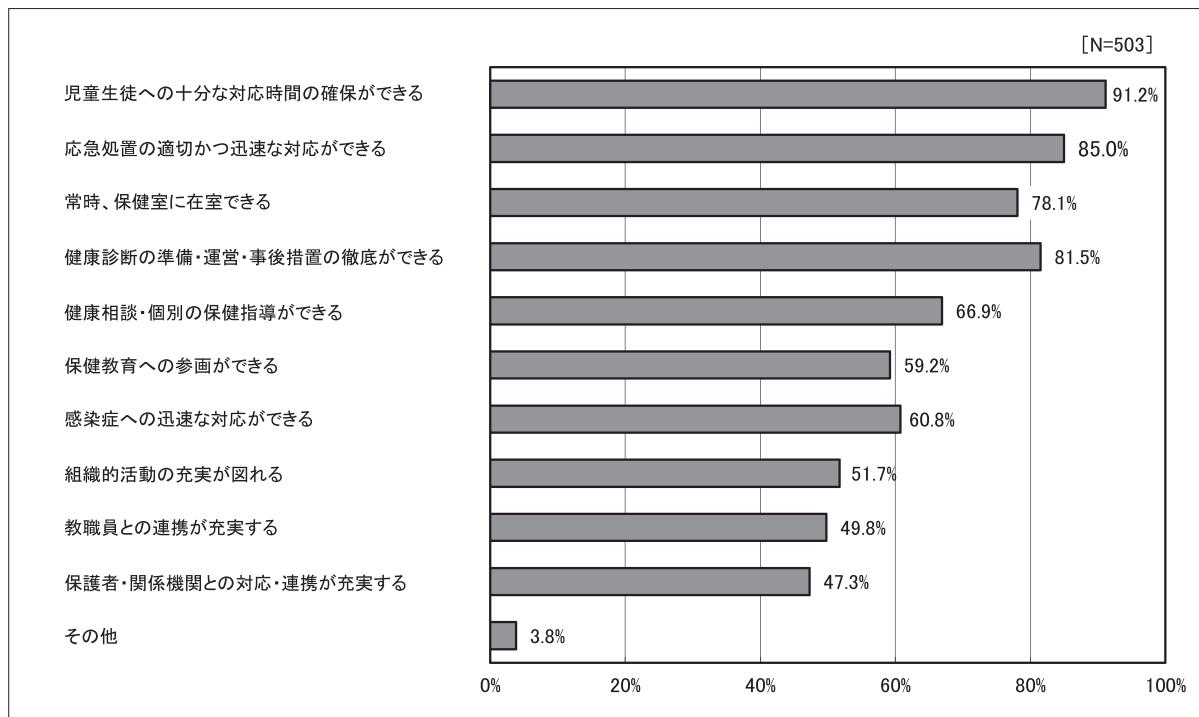
II 勤務条件に関すること

【複数配置について】

1 小学校651人または中学校601人以上の学校には、児童生徒が抱える多様化・深刻化する健康課題に対応するため、養護教諭の複数配置が必要だと思いますか。



2 複数配置の利点は何ですか。(複数回答可)



児童数651人以上の小学校、生徒数601人以上の中学校において、96.7%の養護教諭が、現任校での複数配置が必要だと感じている。複数配置が必要な理由として、

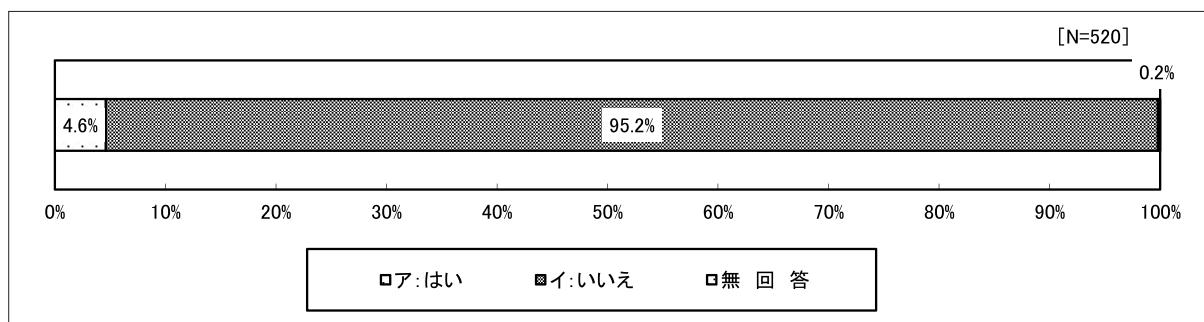
- ①児童生徒への十分な対応時間の確保ができる
- ②応急処置の適切かつ迅速な対応ができる
- ③健康診断の準備・運営・事後措置の徹底ができる
- ④常時、保健室に在室できる
- ⑤健康相談・個別の保健指導ができる

など、多くの利点があると回答している。

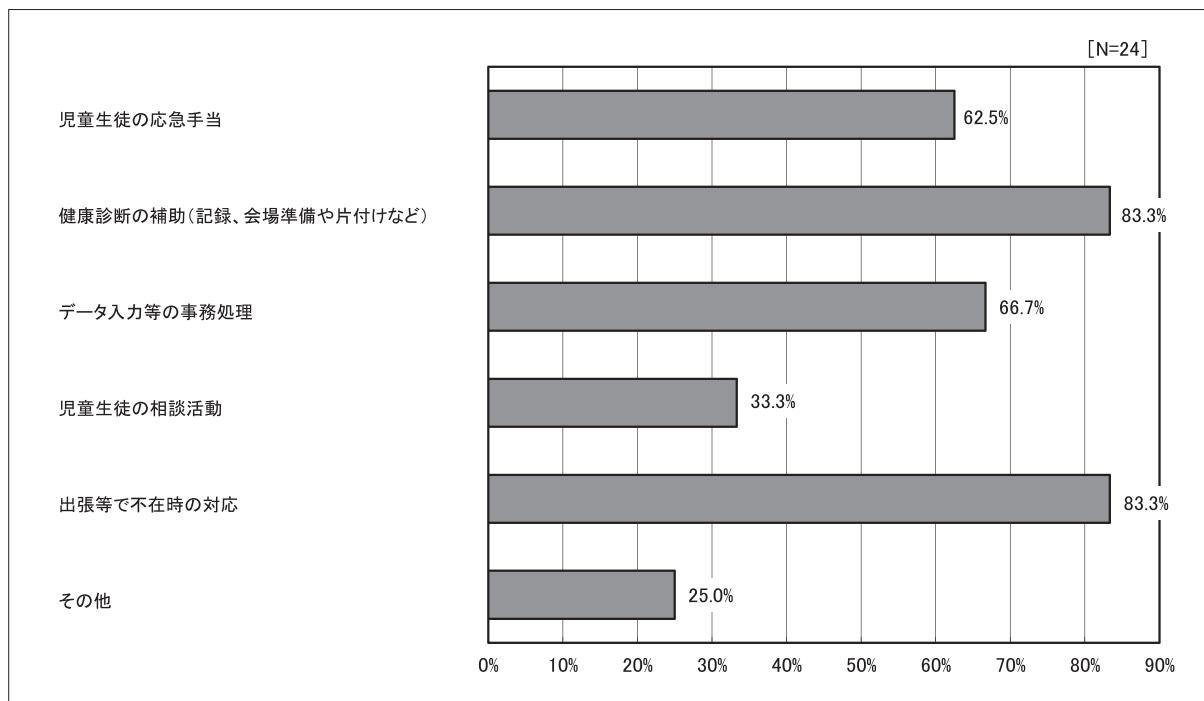
多様化・深刻化する問題を多く抱える児童・生徒が増加している昨今、一人ひとりにきめ細やかな対応を行うことが養護教諭には求められている。また、養護教諭の勤務は保健室内に限らず、職場の中核的な役割を担うこと、例えば教職員や児童・生徒・保護者・外部機関との懸け橋となる役割を果たすことや、学校全体の健康諸課題の解決に向けた取り組みの推進といった職務を果たすことも求められている。これらの多岐に渡る業務は養護教諭1人では限界があり、求められる職務を果たすためには、新たな複数配置基準を設け、養護教諭の複数配置を積極的に進める必要がある。併せて、児童生徒数に関係なく指導困難校への積極的な複数配置も必要である。

【待遇改善について】

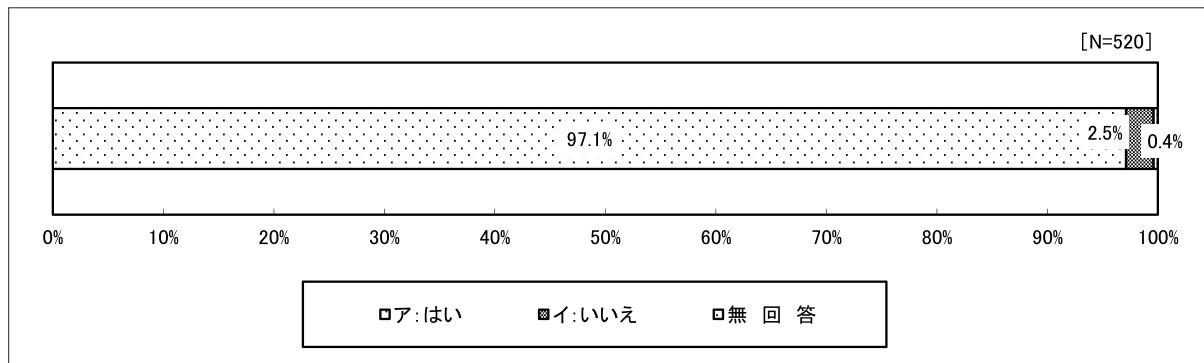
1 あなたの学校では、養護教諭を補佐する支援員が配置されていますか。



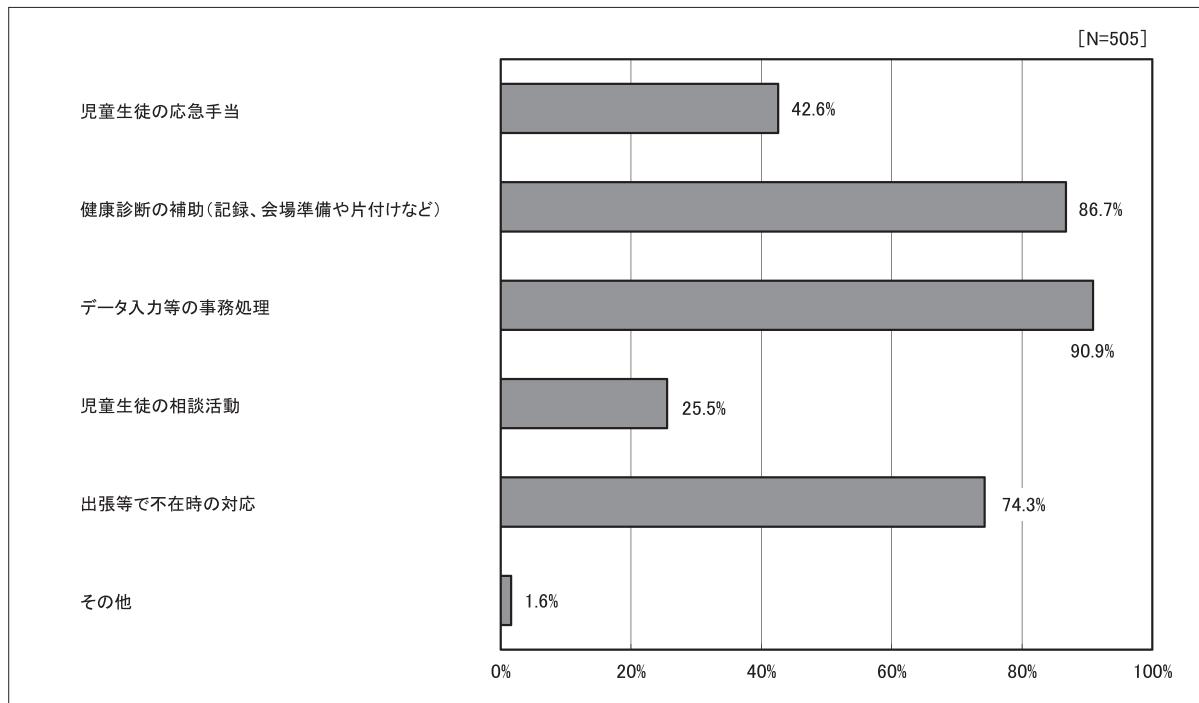
2 支援員は、どのような執務を行っていますか。(複数回答可)



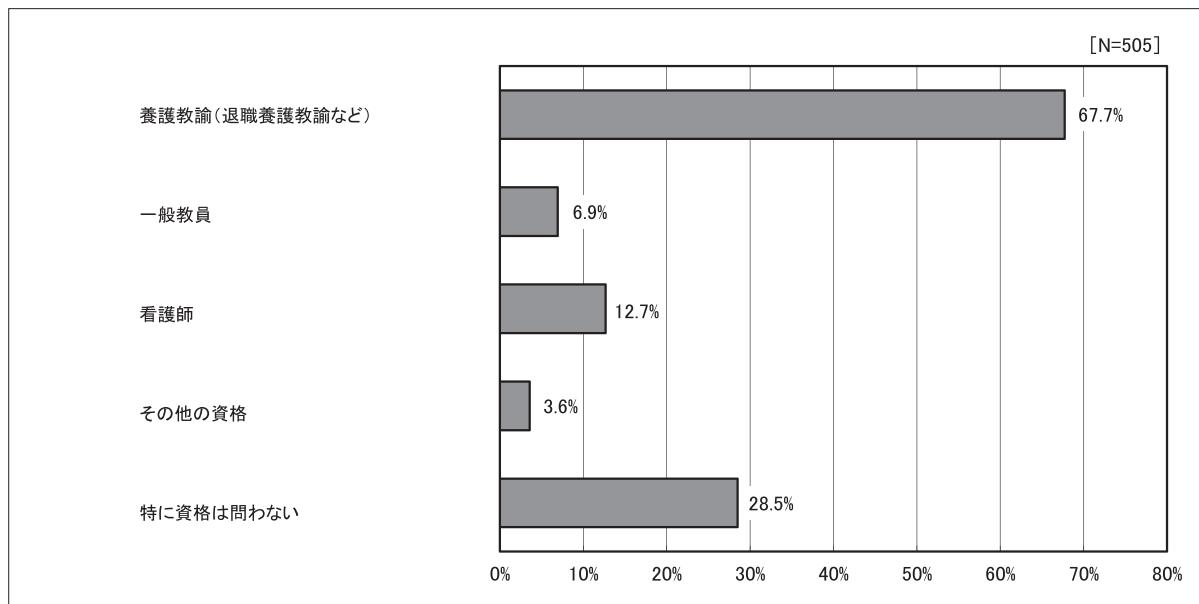
3 500人以上の児童生徒を有する学校には養護教諭を補佐する支援員が必要だと思いますか。



4 どのようなときに、支援員の必要性を感じますか。（複数回答可）



5 支援員には、どのような人材を求めるですか。（複数回答可）

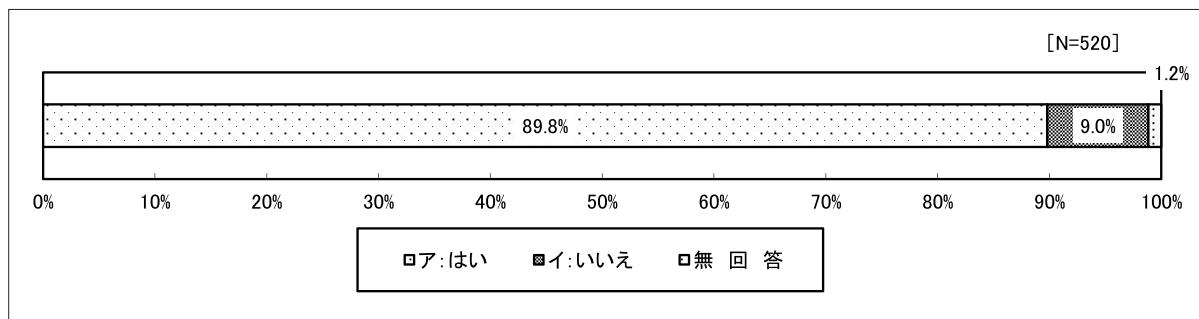


養護教諭の執務を補佐する支援員が配置されている学校は全体の4.6%と低い。500人以上の児童生徒を有する学校への養護教諭を補佐する支援員の必要性については97.1%と高い。支援員の必要性の上位については、データ入力等の事務処理90.9%、健康診断の補助86.7%、出張等で不在の時の対応74.3%であり、現在配置されている支援員が行っている業務と重なる。また支援員に求める人材としては、退職した養護教諭と答えた人が全体の67.7%を占めていた。養護教諭としての勤務経験があり、養護教諭の執務を確実に補佐し、専門性を生かして児童生徒に接してくれることを望んでいることがうかがえる。

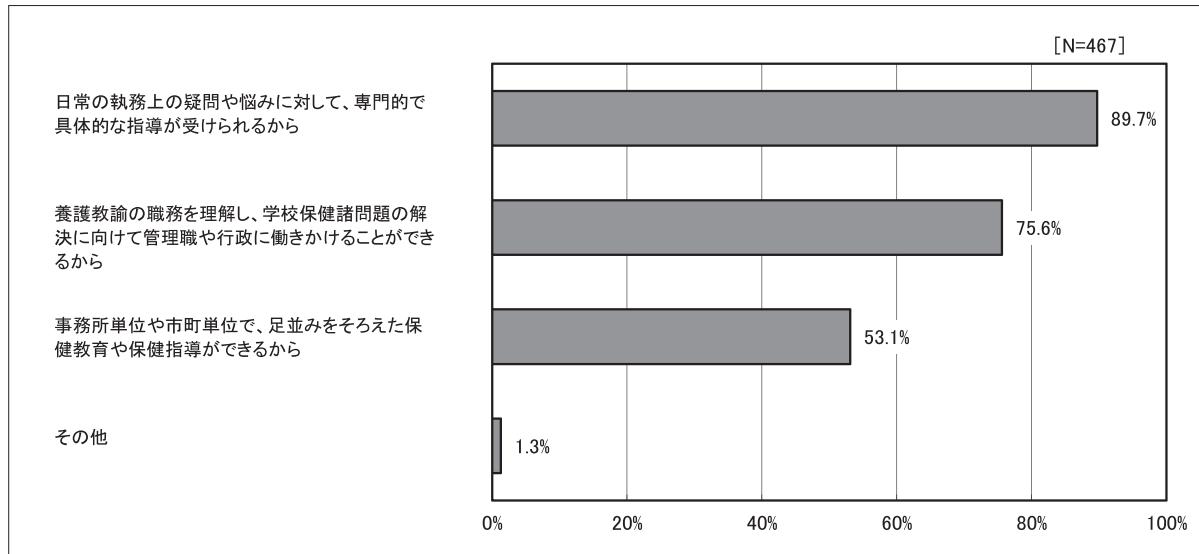
今後、養護教諭を補佐する支援員を要望するにあたり、現在配置されている学校の規模や支援員の立場、養護教諭が支援員に求める業務内容を明確にしていく必要がある。

【指導主事の配置、人材育成及び研修の充実について】

- 1 あなたは、学校数や児童生徒数の多い教育事務所または市町教育委員会に、養護教諭の指導主事の配置を望みますか。

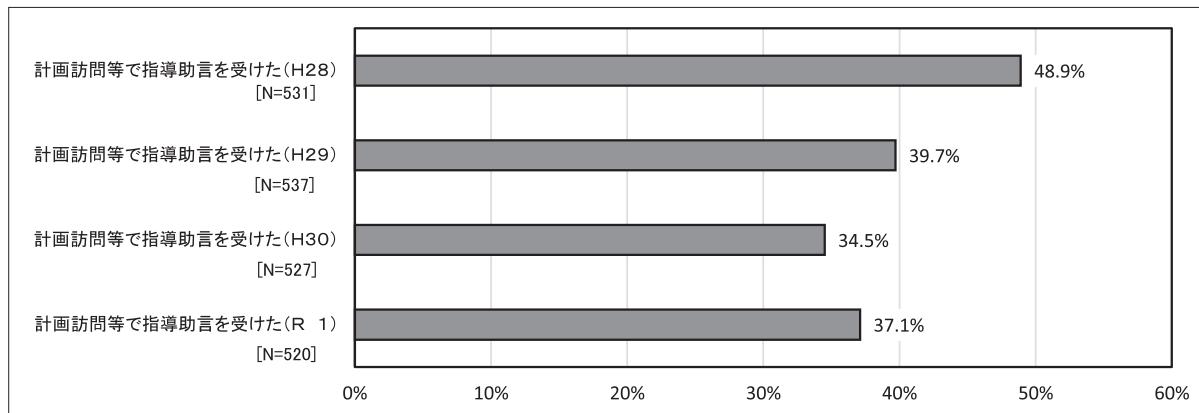


- 2 アと答えた方にお聞きします。その理由をお聞かせください。(複数回答可)

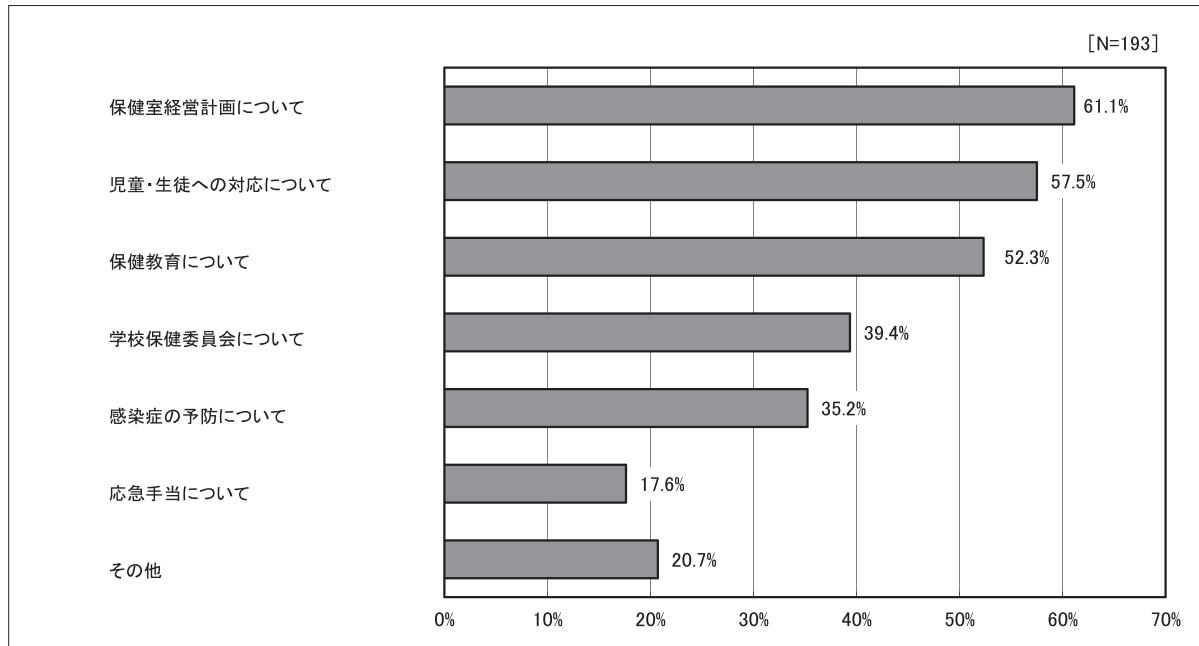


現時点では、養護教諭の指導主事は、教育事務所や市町教育委員会には1人も配置されていない。しかし、養護教諭の89.8%が、せめて、学校数や児童生徒数の多い教育事務所や市町教育委員会だけでも、養護教諭の指導主事を配置してほしいと望んでいる。専門的な立場から具体的に指導していただくことで、養護教諭は執務上の疑問点や悩みが早期に解決され、同步調で保健教育、事務処理ができるようになり、それが児童生徒のよりよい成長へつながる。またここ数年、経験年数の浅い養護教諭が増えてきており、人材育成の充実が必要不可欠である点からも養護教諭の指導主事が必要である。

3 計画訪問等に指導的立場の養護教諭（教科指導員）から指導助言を受けましたか。

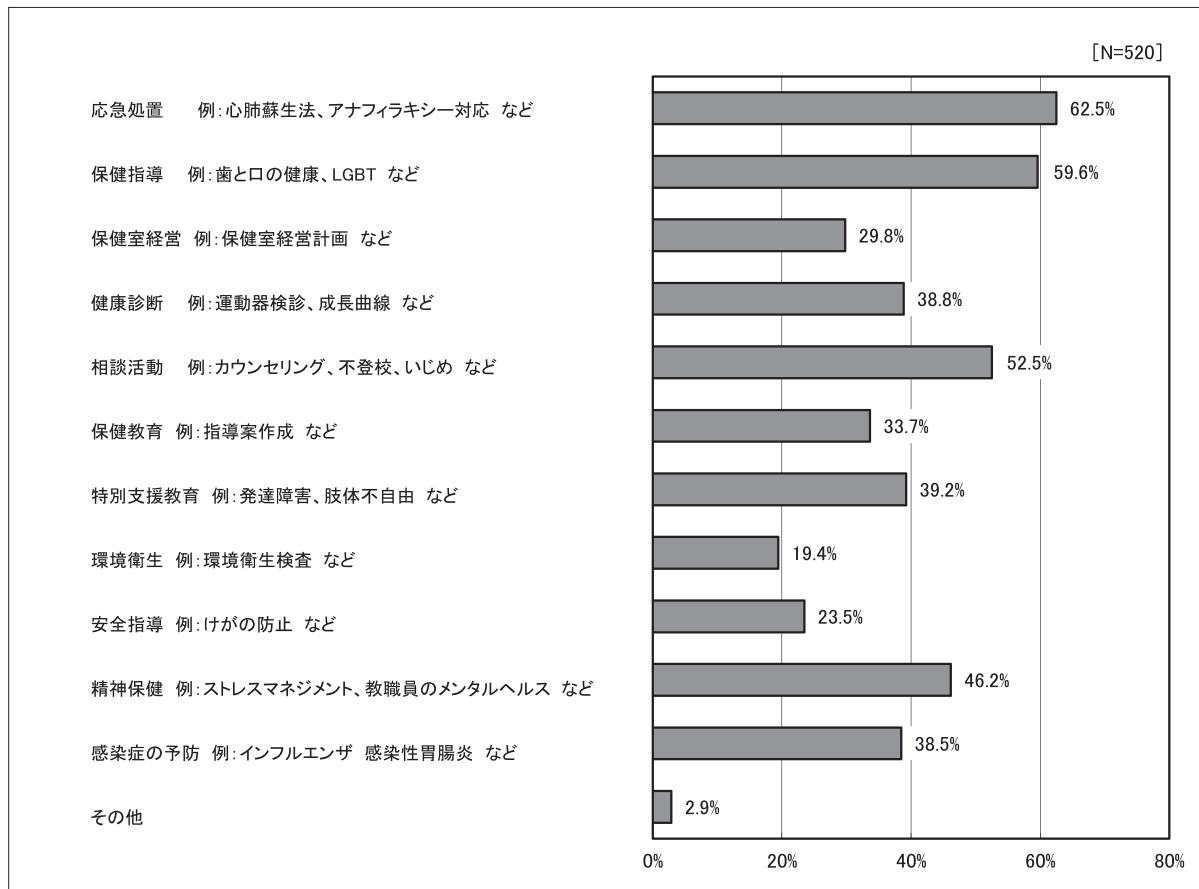


4 受けた内容はどんなものでしたか。（複数回答可）

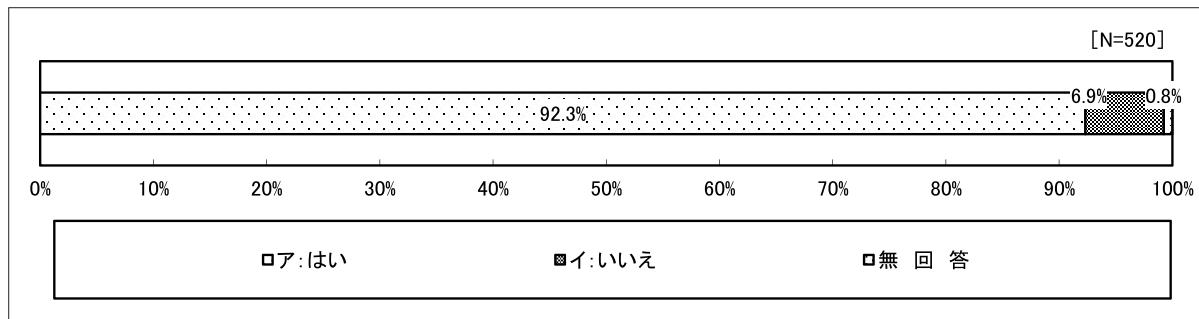


指導的立場の養護教諭（教科指導員）は、自校に勤務しながら、同じ市町の養護教諭に対して指導助言する養護教諭のことである。養護教諭が指導的立場の養護教諭から指導を受けている割合は年々減少傾向にあることが分かる。指導内容に関しては、「保健室経営計画について」「児童・生徒への対応について」「保健教育について」が多かった。計画訪問は、養護教諭にとっても、一般教員と同じようにスキルアップの機会である。一般教員が専門の指導主事から具体的な指導を受けているが、仕事内容が多岐にわたる一人職の養護教諭こそ、指導的立場の養護教諭（教科指導員）から指導を受けることが必要である。保健室経営や日常の執務等の悩みについて具体的な指導が受けられることで、学校保健をさらに充実させていくことができると思われる。

5 総合教育センター専門研修において、今後、どんな研修を希望しますか。（複数回答可）



6 あなたは、養護教諭の内地留学について必要性があると思いますか。



研修の希望内容を調査したところ、「応急処置」「保健指導」「相談活動」「精神保健」の希望が多くかった。昨今の児童生徒を取り巻く環境から、現在の養護教諭が求めているのは、保健教育のための研修より、健康課題・緊急時の対応に関する研修など、日常の保健室での業務に直接関係する内容のものに変化している。そのため、ニーズにあった研修内容、研修回数、研修時期について改善・充実を図る必要がある。

内地留学については、92.3%の人が「必要である」と答えている。内地留学経験者によると「専門的な勉強ができ、その経験をもとに校内で先駆的な活動ができた」「養護教諭の執務について客観的に見る機会となり資質の向上につながった」等の感想があった。内地留学の研究内容は県養護教育研究会で養護教諭全員に報告され、個人の資質向上はもちろん、さらに養護教諭全体のスキルアップにつながっている。児童生徒の心身の健康問題は複雑化・多様化し、それに伴い指導内容が多岐にわたっている。養護教諭が自信をもって子供たちを支援し、先生方に適切なアドバイスができるように、今後も研修の機会継続と内容の充実が求められる。